

平成21年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成21年7月21日(火曜日)午後3時30分開議

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案の上程

議案第1号から議案第6号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

日程第6 一般質問

○本日の会議に付した事件

- 1 開 会
- 2 諸般の報告
- 3 議長の選挙
- 4 議席の指定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 会期の決定
- 7 議案第1号から議案第6号の上程、説明
- 8 議案第1号の質疑、討論、採決
- 9 議案第2号の質疑、討論、採決
- 10 議案第3号の質疑、討論、採決
- 11 議案第4号の質疑、討論、採決
- 12 議案第5号の質疑、討論、採決
- 13 議案第6号の質疑、討論、採決
- 14 一般質問
- 15 閉 会

出席議員（12名）

- 1番 藤 崎 良 次
- 2番 岡 村 芳 樹
- 3番 檀 谷 正 彦
- 4番 三 橋 秀 夫
- 5番 立 崎 金 治
- 6番 山 本 義 一
- 7番 小 澤 定 明
- 8番 北 村 新 司
- 9番 福 田 守
- 10番 内 海 和 雄
- 11番 越 川 廣 司
- 12番 京 増 幸 男

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健 一
副管理者	藤 和 雄
副管理者	小 坂 泰 久
会計管理者	越 川 みね子
消防長	名 和 富 男
次 長	竹 尾 要
消防本部参事兼総務課長	今 井 定 男
企画課長	滝 口 喜代松
予防課長	斉 藤 知 久
消防本部参事兼査察調査課長	篠 田 啓 一
消防本部参事兼警防課長	岡 田 文 夫
消防本部参事兼通信指令課長	鈴 木 昭 三
佐倉消防署長	白 鳥 直 木
志津消防署長	杉 原 芳
八街消防署長	鈴 木 義 信
酒々井消防署長	今 井 秀 夫

議会事務局出席職員氏名

- 書 記 大 島 立 美
- 書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後 3 時 4 7 分）

○副議長（山本義一君） 議長が不在ですので、副議長の私がしばらく議長の職を務めさせていただきます。ただいまの出席議員は 12 名であります。したがって、平成 21 年 7 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○副議長（山本義一君） 初めに、監査委員より例月出納検査結果についての報告がありました。お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議長の選挙

○副議長（山本義一君） 日程第 1、これより議長の選挙を行います。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本義一君） 小澤議員。

○7 番（小澤定明君） 暫時休憩をお願いします。

○副議長（山本義一君） 暫時休憩します。

午後 3 時 4 8 分休憩

午後 3 時 5 6 分再開

○副議長（山本義一君） 再開いたします。

これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（山本義一君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

お諮りいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に小澤定明議員、内海和雄議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本義一君） ご異議なしと認めます。

したがって、立会人に小澤定明議員、内海和雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（山本義一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本義一君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長(山本義一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

○書記(大島立美君) 藤崎良次議員、岡村芳樹議員、谷正彦議員、三橋秀夫議員、立崎金治議員、山本義一議員、小澤定明議員、山本邦男議員、福田守議員、内海和雄議員、越川 司議員、京増幸男議員

○副議長(山本義一君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本義一君) 投票漏れはなしと認めます。

投票は終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(山本義一君) 開票を行います。

小澤定明議員、内海和雄議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票執行)

○副議長(山本義一君) 選挙結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 12 票

無効投票 0 票

有効投票中 檀谷正彦議員 9 票

三橋秀夫議員 2 票

藤崎良次議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、檀谷正彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました檀谷正彦議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

檀谷正彦議員の議長当選のごあいさつがございます。

檀谷正彦議員。

(議長登壇、あいさつ)

○議長(檀谷正彦君) ただいま皆様方のご推挙によりまして当議会議長に就任をいたしました佐倉市議会議員、檀谷正彦でございます。微力ながら当議会の発展のため、全力を尽くしてまいります。皆様方におかれましては、何とぞご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、議長就任のごあいさつとさせていただきます。

ただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（山本義一君） 檀谷議長、議長席にご着席をお願いいたします。

（副議長、議長と交代）

○議長（檀谷正彦君） この際、暫時休憩をいたします。 <

午後 4時08分休憩

午後 4時11分再開

○議長（檀谷正彦君） 再開いたします。

議席の指定

○議長（檀谷正彦君） 日程第2、議席の指定を行います。

このたび佐倉市から選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号1番、藤崎良次議員、議席番号2番、岡村芳樹議員、議席番号3番、檀谷正彦です。以上のとおり議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（檀谷正彦君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席11番、越川廣司君、議席12番、京増幸男君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（檀谷正彦君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議案第1号から議案第6号の上程、説明

○議長（檀谷正彦君） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（檀谷正彦君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君） 本日ここに平成21年7月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。

また、先ほどは多年にわたり組合議会議員として組合の発展にご尽力を賜りました立崎金治議員の功績に対し表彰をさせていただきましたが、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、このたび佐倉市議会より藤崎良次議員、岡村芳樹議員、檀谷正彦議員が選出されました。そして、ただいま議長に檀谷正彦議員が当選されました。おめでとうございます。お祝いを申し上げますとともに、今後とも消防行政の充実のため、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本臨時会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、平成21年5月29日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、公務上または通勤途上において過失によって生じた事故による失職について、特例を定めようとするものでございます。

議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,643万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4.1億9,211万6,000円といたそうとするものでございます。歳入の補正は、庁舎建設費負担金を追加し、国庫補助金、繰越金、組合債を増額いたそうとするものでございます。歳出の補正は、常備消防費のうち備品購入費で車両購入費を増額し、庁舎建設費で委託料を追加いたそうとするものでございます。繰越明許費の設定につきましては、庁舎建設費で委託料を翌年度に繰り越しをいたそうとするものです。

議案第4号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、酒々井消防署に配置をする災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車につい

て、5 636万 4 000円をもって株式会社野口ポンプ製作所と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第5号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、八街消防署八街南部出張所に配置する高規格救急自動車について、3,113万 2 500円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第6号 消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、志津消防署に配置する消防ポンプ自動車について、3 068万 1 000円をもって株式会社野口ポンプ製作所と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

以上本臨時会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決いただけますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

提案理由の細部の説明

議長（檀谷正彦君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、竹尾 要君。

○次長（竹尾 要君） 次長の竹尾要でございます。提案理由の細部説明をいたします。

初めに、議案第1号でございますが、専決処分の承認を求めることについてでございます。専決処分の承認を求める内容でございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。平成21年5月1日に人事院から期末手当及び勤勉手当の支給率に対して臨時勧告があったことを踏まえ、当消防組合職員の本年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を、期末手当を14月から125月、勤勉手当を075月から07月、合わせて02月分を暫定的に引き下げたものでございます。なお、施行日につきましては、平成21年5月29日となっております。以上が議案第1号の細部説明でございます。

次に、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の失職に関する特例条項を定めようとするものでございます。地方公務員法第28条第4項の規定には、同法第16条第2号の規定により、禁錮以上の刑に処せられることに該当するに至った職員は、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うとされていますが、公務上または出勤途上において過失によって生じた事故について、刑の執行を猶予された者については、任命権者がその者の情状を考慮し、特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとする事ができる特例条項

を加え、人材の損失を防止いたそうとするものでございます。以上が議案第2号の細部説明でございます。

次に、議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算の細部につきまして説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお開きください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4643万1000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を41億9211万6000円といたそうとするものでございます。第2条の繰越明許費は、歳出で計上いたしております佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事実施設計委託を平成22年度に繰り越しを行うものでございます。第3条、地方債の補正につきましては、歳出で計上いたしております災害対応特殊救急自動車の購入に伴い、増額補正を行うものでございます。補正の詳細につきまして、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をしてみたいと思います。1の歳入でございますが、1款分担金及び負担金の補正内容につきましては、2項分担金、2目庁舎建設費負担金の補正でございます。佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事実施設計委託費に係る経費1314万6000円を庁舎建設費負担金として新たに追加いたそうとするものでございます。構成市町別の内訳といたしましては、佐倉市が806万7000円、八街市が329万1000円、酒々井町が138万8000円の増額でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金につきましては、補正前の額が1086万6000円、補正額が1368万円、補正後の額が2454万6000円といたそうとするものでございます。これは、佐倉消防署に配置します災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材に対します緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、補正前の額が1000円、補正額が70万5000円、補正後の額が70万6000円といたそうとするものでございます。これは、前年度の繰越金を補正の財源といたそうとするものでございます。10款組合債、1項組合債、1目組合債につきましては、補正前の額が1億60万円、補正額が1890万円、補正後の額が1億1950万円といたそうとするものでございます。これは、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入に伴う財源とするものでございます。以上が歳入についてでございます。7ページをごらんいただきたいと思います。2の歳出でございますが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、補正前の額が38億4,146万円で、補正額が3259万2000円、補正後の額が38億7,405万2000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、18節備品購入費で佐倉消防署に配置する災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入をいたそうとするものでございます。3目庁舎建設費につきましては、補正額が1383万9000円で、13節委託料として佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事実施設計委託費を追加いたそうとするものでござ

います。以上が議案第3号の細部説明でございます。

続きまして、議案第4号から議案第6号までは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約につきましては、酒々井消防署に配置いたします災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車につきまして、去る5月20日に当消防本部におきまして一般競争入札を実施いたしましたところ、10者が参加しまして、千葉市中央区椿森3丁目6番6号、株式会社野口ポンプ製作所が落札をいたしましたので、同社千葉営業所長、鶴巻憲吾と5,636万4,000円で購入契約を締結いたそうとするものでございます。なお、予定価格に対する契約金額の割合、いわゆる落札率は99.5%でございます。

次に、議案第5号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、八街消防署八街南部出張所に配備する高規格救急自動車について、去る5月20日に当消防本部におきまして一般競争入札を実施いたしましたところ、2者が参加しまして、千葉市中央区本千葉町9番21号、千葉日産自動車株式会社が落札をいたしました。同者が契約を辞退したため、千葉市中央区登戸2丁目2番7号、千葉トヨタ自動車株式会社代表取締役、麻生茂と落札価格と同額の3,113万2,500円で随意契約を締結いたそうとするものでございます。なお、予定価格に対する契約金額の割合は96.0%でございます。

最後に、議案第6号 消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、志津消防署に配置する消防ポンプ自動車について、去る5月20日に当消防本部におきまして一般競争入札を実施いたしましたところ、10者が参加しまして、千葉市中央区椿森3丁目6番6号、株式会社野口ポンプ製作所が落札をいたしましたので、同社千葉営業所長、鶴巻憲吾と3,068万1,000円で購入契約を締結いたそうとするものでございます。なお、予定価格に対する契約金額の割合は、97.2%でございます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきたいと思います。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番(藤崎良次君) ちょっとお尋ねをいたします。結局この自動車事故による過失があった場合に、執行が猶予された場合、その情状を考慮して、特に必要があるときは失職をしないものとするということができるとのことですが、これについての審議過程、裁判などは当然公開されていますけれども、この消防組合のほうで無論これを審議して、この条例をもとにして、失職するか、そうではないかということを決めるとするが、その会議の過程はどういうふうに公開されるのか、それについてお聞きします。といいますのは、裁判の過程において、執行猶予がついたとしても、なかなかその後この情状酌量の余地があるかどうかということについては、非常に微妙なところもあると思われまので、当然被害者なんかも出ている可能性があるわけで、そういうときにどういう審議がされたのか、それが十分に市民に伝わる必要があろうかと思えます。そういう手だてはどういうふうにしていらっしゃるのかをお聞きします。それと、提案された議案の第5条で、公務上または通勤、通勤ということに関しては、地方公務員災害補償法の項目に該当するということなのですが、あと過失によって生じた事故、この過失は法的にどの部分という、どういうふうな定義がされているという、その辺がわかりましたら答弁をお願いします。それと、これまでもし、もしといいますか、この条例が当然なかったわけですが、この条例がないことによって、ずっと職業についていただけの方が、それが失職になってしまったというような、そういう事例がどの程度あるかについてお聞きします。

○議長(檀谷正彦君) 今井参事。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、失職するか否かの判断でございますが、当消防組合の懲戒処分等の分限懲戒処分等審査委員会規則により設置されました委員会により審議をいたす、それでその諮問を任命権者に諮問するという段取りになるかと思えます。次に、この委員会の公開の場合でございますが、委員会の公開につきましては、当消防組合の情報公開条例第28条に規定されております。この28条の規定によりますと、いわゆる住民あるいは学識経験者等の外部の者がその構成員となっている会議のみが公開対象となっておりますので、この分限懲戒処分等審査委員会の場合は、いわゆる職員だけで構成されておりますので、公開あるいは傍聴の対象にはなっていないという状況でございます。したがって、同委員会の傍聴については、現段階では傍聴はできないというふうに考えられます。次に、失職の実態でございますが、これは全国的なレベルで統計がございますので、そのレベル。当消防組合では過去に例がございません。全国的なレベルでお話しさせていただきますが、人事院任用局の統計によりますと、国家公務員の場合で年間当たり約10人ぐらいが失職していると。それで、地方公務員の場合ですが、これは総務省の統計でございますが、年間約20人ぐらいの地方公務員が失職しているという統計がございます。以上で答弁とさせていただきます。失礼いたしました。もう一点ほど追加させていただきます、過失ということでございますが、いわゆる過失、これは故意ではなく、過失によって生じた事故と申しますと、いわゆる一般的に故意ではなくて、誤りによって生じた事故というふうに解釈されます。法律用語としては、その認識性が問われるところでございますけれども、一般的に過失というのは、あくまでも故意ではないという状態を当消防組合では考えております。以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 答弁ありがとうございました。審査委員会が開かれて、それで諮問ではなくて答申をするということになると思えますが、管理者のほうに対してですね。それはよくわかりました。あと、情報公開条例の28条が該当するのだけれども、職員だけの会議なので、これは対象にはならないということですが、そうしますと、市民がその判断は正しかったというふうに納得してもらう必要があると思うのですが、それに対してはどういう手が打たれているのか、もしくは打とうとしているのか。要するに、質問の内容はこうすることで、もしあと判断がされたとすると、その判断が妥当であったというふうに市民が考えるためにどういう手を打ってあるか。例えば情報公開だとか、それもわかりやすい方法ではないかというふうに思うわけですが、それをお聞きします。と申しますのは、理由もわからず、要するに市民がわからずそういうふうに決まってしまうと、後々不信感などを抱く人もいますし、やっぱりしっかりと納得していただいて、正しい判断でそのように決定したのだということを示す必要があると思うので、そういうことで、その情報公開条例が対象にならないということでしたら、何か違う手を考えている

のかどうかですね。それから、失職した方の例は過去にこの組合では例がないということですが、国家公務員では年間10人、それから地方公務員では年間20人ということですから、この条例ができれば、地方公務員ではその10人のうちの何人が失職しないで済むのかどうか、その辺わかったら教えていただきたいと思います。国のほうは、これは法律になっておりまして、条例ではなくて法律になると思いますけれども、国のほうでも、例えば何割ぐらいがそれが該当になるのだというふうなことがわかれば教えていただきたいと思います。それから、過失については、故意ではないということで、過失だということだけれども、業務上過失、これはその中に入るのかどうか、お聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 今井参事。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。まず、失職にできなかった場合に、次のステップとしてはどう委員会では、懲戒処分の審査が当然出てくるわけです。その場合には、次のステップとして、懲戒処分の内容を公開しております。公開基準によって公開いたしまして、市民の方々に見ていただく手段がございます。今のところその公開が懲戒処分の公開です。あと、先ほどの、この条例がなかったらどのぐらいの人がということでございますけれども、この20人の内訳というものは全く出てきませんので、当方としては資料は持ち合わせていないということでございます。以上でございます。失礼いたしました。業務上過失致死、これはこの過失致死とか傷害については、この過失に含まれます。以上で終わりにさせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） では、簡単に確認させていただきます。懲戒処分については、この内容を公開するというのは、これは情報公開の対象になるということなのか、それともそうではなくて、情報提供をだれかが開示請求などをしなくても、情報を例えばこちらの広報紙などに載せて、それで提供をするということなのでしょうか。そういう例は、これまで何件がありましたでしょうか。以上です。

○議長（檀谷正彦君） 今井課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。懲戒処分の公表というのは、情報公開等によって相手から求められて公開するのではなくて、懲戒処分の場合はこちらが一方的に新聞社に情報提供したり、ホームページに公開する情報でございます。あと、過去にこの懲戒処分の対象となったものは数件ございますが、具体的な件数についてはただいま手元に資料がございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第4号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番(藤崎良次君) では、お尋ねします。この災害対応の特殊水槽付消防ポンプ自動車なのですが、これについては予定価格はどういうふうに決定したのでしょうか。計算したのでしょうか。それから、入札の方法なのですが、入札の方法はど

ういうふうにされたのかというのが、今電子入札とかも行われていますし、郵便での入札とか、幾つかの方法があると思いますが、そして入札者が一堂になるべく顔を会わさないように、そういうような方法が工夫されているところですが、その辺の工夫はどういうふうに行われているのでしょうか。といいますのは、99.5%という落札率で、100%に限りなく近いというふうな状態です。開札調書を見ますと、第1回目が一番安いこの野口ポンプが第2回目も一番安くて、入札をして、落札をしていると。典型的な談合のパターンではないかというふうに思われるところです。そういうところに対して……

(何事か呼ぶ者あり)

○1番(藤崎良次君) 談合と思われるところです。一般的にそういうふうに指摘する人もいるところです。それに対して、どういうふうな手を打っていたのか、先ほど具体的に質問しましたがけれども、お願いします。

○議長(檀谷正彦君) 議長より申し上げます。一部疑義を招く言葉がありましたのですが、藤崎さん、これ訂正なり、表現を変えていただけないかと思いますが。

○1番(藤崎良次君) 非常に金額が100%に近くて、それで第1回目が不調に終わったわけですが、第2回目で落札していますが、これの第1回目で一番安い業者が第2回目も一番安いということで、典型的な、そういった場合ではないかというふうに思われるところです。そういうことで、これへの防止も含めてですけれども、先ほどどういう手順でこの入札を行っていただいたかお聞きします。

○議長(檀谷正彦君) 今ちょっと疑義がある発言があったので、議長のほうでこれは後ほど本人と確認をいたしまして、処理をします。

では、今井総務課長。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。まず、藤崎議員のご質問の第1点目でございますが、予定価格につきましては、これは消防車、特殊な機材、あるいは特殊な艀装がございますので、それらの艀装を、前回の入札価格と落札価格等の状況、あるいは周辺業者の値段等調査しまして予定価格については決定しております。次に、入札の方法でございますが、これは会場での制限つき一般競争入札で実施しております。次に、落札率が高いというご指摘でございますが、確かに落札率が99.5%でございます。これは、添付書類の開札結果にありますとおり、1回目の入札で予定価格に達していなかったということでございますので、各参加業者はその5,460万円という金額が予定価格に達していないということを判断できます。それで、2回目の入札では、この5,460万円を下回った金額を入札しなければ自動的に失格になりますので、5,460万円を下回った金額でそれぞれ応札してきたと。その結果のものです。参考までに、開札調書の中で、2回目の入札については、これ以上値段が下げられないということで、辞退を申し出ている業者がございますので、その辺は適切にフォローしているものと考えております。

入ります。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番(藤崎良次君) この第5号の高規格救急自動車の購入契約なのですが、この購入仕様書においては、サイドの扉が両側開きということで仕様が出ていたようで、これ日産ですか、日産のほうはその仕様に対応できなかったということで辞退したということなのですが、本来はどうしても両開きが必要かという、その辺が、日産もそれなりのメーカーですから、かなり多く使われているのだと思います。そういう意味で、どうしても両開きの扉が必要なのかどうか、それが疑問のところなのですが、そのいきさつについて説明をお願いします。

それと、落札率が同じく96%ということですが、入札に対して、その仕様の説明とか、入札方法については、先ほどの第4号と同じということでしょうか。

以上です。

○議長(檀谷正彦君) 岡田課長。

○警防課長(岡田文夫君) 警防課長の岡田文夫でございます。ただいまの藤崎議員の1つ目の質問にお答えをさせていただきます。救急車のサイドドアが両開きでなければならないかということで、日産がそれに対応できないために入札を辞退したと、契約を辞退したということでありましたが、両開きのほうが、活動上やりやすいということで、両開きの仕様にしてございました。結果として日産がそれに対応できなかったということでありましたので、現在は、日産が対応できないということであれば、今後は両開きでなくてもいいというように仕様を変更する予定でございます。1つ目の質問は以上でございます。

○議長(檀谷正彦君) 今井総務課長。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。2点目のご質問にお答えいたします。これは、通常的一般競争入札の結果として、日産が落札して、その仕様が満足できないために、日産の落札金額をもってトヨタと随意契約したと。これは、地方自治法の施行令の規定のそのままでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長(檀谷正彦君) 藤崎議員。

○1番(藤崎良次君) 今の車のことに関して、その予定価格についても、やはり過去の実績とか、近隣の消防本部での購入実績とかを調べて、それで計算されたということ、それについてはしっかり文書としてまとまっていて、例えば議会などに提示できるものでしょうか。できたらその予定価格の計算書を出していただきたいと思っております。そうしますれば、その内容を見て、十分に適正な予定価格の決定であるというようなことが理解できると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(檀谷正彦君) 消防長。

○消防長（名和富男君） 消防長の名和でございます。藤崎議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。救急車の積算書でございますが、当方で積算をしておりますが、積算書の公表につきましては検討させていただきたいと思っております。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 積算書の公表については検討させていただきたいということですが、どうして検討する時間が必要なのでしょう。ぜひ議会のほうに出していただいて、皆さんの信頼を得ていただきたいと思います。どうしてそういうふうに出す時間が必要なのか、お聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 出してほしいという要望ということによろしいですね。

○1番（藤崎良次君） いや、出してくださいと。

○議長（檀谷正彦君） 理由は、まだ検討したいと。

○1番（藤崎良次君） だから、その理由を今聞いているのです。

○議長（檀谷正彦君） 今井課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。ただいま藤崎議員の要望でございますが、関係法令の情報公開あるいは関係法令のチェックをしたいと思っておりますので、ぜひ検討ということで、ご了解お願いしたいと、このように思っています。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 高規格救急自動車の購入契約について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（檀谷正彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第6号 消防ポンプ自動車の購入契約について質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） こちらのほうは、やはり野口ポンプになっているのですが、

当消防組合で保有しているもの、消防ポンプ自動車関係で野口ポンプと申しますのは何割ぐらい、野口ポンプから購入したこの消防ポンプ自動車、それからポンプだけのものもあると思いますが、大まかで結構ですが、何割程度を占めているのかお聞きします。それから、今ここで10社が入札していますけれども、消防ポンプメーカーとしては、大体これで出そろっているのかなというふうな感じがしますが、その辺の理解はいかがでしょうか。例えば20社、そちらのほうの消防ポンプで購入しているポンプのメーカーのうち、メーカーは例えば20社ぐらいあるのだけれども、今回入札に参加したのは10社だとか、そういう割合、大まかに答弁をお願いします。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員のご質問にお答えをいたします。野口ポンプ社製の消防車の数ということで、当消防組合ポンプ車と申しますと、いわゆる水槽を積んでいるポンプ車と積んでいないポンプ車、2種類ございますが、これ合わせますと野口ポンプの場合は13台で、トータルで17台ございますので、その割合としては76.4%という数字になるかと思えます。次に、日本全国で何社のポンプメーカーかというご質問でございますが、今回の場合は一般競争入札でやっておりますので、その辺は全国的なポンプの会社の数というものは、特に入札結果のほうには影響してこないのではないかと。参加するか否かというのは各メーカーの判断によってそれがされているわけですので、特にその台数については今承知しておりません。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 野口ポンプは当組合では76.4%を占めているということですが、この野口ポンプの、例えば国内におけるシェアですとか、例えば千葉県内でもいいかと思えますけれども、そういうシェアは大体何%ぐらいになるのでしょうか。それから、メンテナンスとか、広い意味でメンテナンスで、いろいろ試験とか検査とか、ある程度消防ポンプ車は非常に重要なものですから、人命擁護を左右するものですから、そういうことも必要であるために、ある程度メーカーを絞ったほうがいいと、実務的にはそういう面もあるかとは思いますが、しかしながら、自治法などがありまして、なかなか窮屈な思いをすることはあるかもしれませんけれども、そういう意味で、ポンプメーカーが、例えばある一つのメーカーが7割程度あったほうがよい点というのがあるかどうか、それをお聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。

まず、全国的なシェアについては把握しておりません。次に、野口ポンプ社製が多いということでもいいかどうかということでございますけれども、これはあくまでも、以前は指名競争入札、現在は一般競争入札でやっておる関係上、我々が選んで

いるわけではありませんので、入札の結果として野口が落札しているという状況でございますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 野口ポンプは当組合では76%ということで、4分の3強を占めているということで、一方全国的なシェアはわからないということで、当組合の納入のされ方と全国平均した場合の納入のされ方、これはマッチしているのかどうかというのを調べるのは、入札のときに非常に重要なことだと思います。しかしながら、これは全然実施していないというようなことですね。これは基本的なところで、例えばポンプメーカーでもいろいろ強み、弱みは技術的にはあると思いついて、寒冷地に強いところとか、海辺に強いところ、暖房の気候に強いところとかいろいろあるとは思いますが、千葉県はそういう意味では温暖なところでもありますし、全国平均からかなり落札の比率、確率が予想できるのではないかと思いますね。ですから、ぜひこれは調べていただいて、この議会に報告をしていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（檀谷正彦君） 管理者。

○管理者（長谷川健一君） 管理者の八街市の長谷川でございます。藤崎議員のご質問にお答えいたします。藤崎議員さんが言っていることはわからないわけでもございませぬけれども、これは野口ポンプが日本全国納めたのが何%ぐらいあるとか、野口ポンプが全国を調べて、それが果たしてこの消防議会の中で……。

○1番（藤崎良次君） メーカーに聞けば、すぐ教えてくれますよ。

○管理者（長谷川健一君） いや、消防議会の中でプラスに何かなるかということもあるし、また消防議会で野口ポンプに対して、おたくは全国でどのぐらいのエリアがありますかと聞くのも、これも……。

○1番（藤崎良次君） 入札の中に書いてありますよ。

○管理者（長谷川健一君） いや、入札があるかどうかというか、入札も、その業者として、そういう業者に1社に聞くのも、これもいかがかなという……。

○1番（藤崎良次君） 同じようにも……。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員、個人的な発言は……。

○管理者（長谷川健一君） 思っておりますので、ですからこれについては、しばらく私どもで検討させていただきたいと思っております。それを報告して、報告したから、この消防議会が公表することにプラスになるということもございませぬし。それともう一点、これポンプ車についてはもう価格が決まっていますから、自動車本体も価格がもう決まっていますから、そういう中で、非常に競争が激しいときと、私も入札で聞いているのは、競争が激しいときと、競争が並行しているときと、いろいろな時期がございます。一時は日産とトヨタが競争しているときには、これは高規格救急車の場合には、あるときは2,700万ぐらいで落ちたときもあります。しかし、

双方が競争をしなくても結構売り上げがよくなって、会社がふえますと、今度は競争心がなくなりますから、拮抗した価格になると、そんなようなことだと私は思っております。以上です。

○議長（檀谷正彦君） ほかの方で質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 野口ポンプのシェアを把握をしていないという、何か余り調べる意欲もないようですが、これは入札をするとき、基本的に重要な点ですので、ぜひ調べて、これはごく簡単に調べがつかますので、それをお願いしておきます。

（「討論だろう。賛成か、反対か」と呼ぶ者あり）

○1番（藤崎良次君） では、はっきり賛成か反対か聞き取れなかったようですので、私そこまでは言いませんでしたが、そういう意味で反対をいたします。

○議長（檀谷正彦君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 消防ポンプ自動車の購入契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（檀谷正彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

5分間暫時休憩いたします。

午後 5時13分休憩

午後 5時20分再開

○議長（檀谷正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤崎議員より資料配付の要請がありましたので、各議員のお手元に資料配付いたさせました。 なお、きょう初回でございまして、時間が延びております。時間を延長して、日程第6、藤崎議員の一般質問を行います。

一般質問

○議長（檀谷正彦君） 日程第6、一般質問を行います。

議席番号1番、藤崎良次君の質問を許します。

(1 番 藤崎良次君登壇)

○ 1 番 (藤崎良次君) 議席 1 番の藤崎良次です。一般質問として、何点か質問をいたします。まず、質問要旨、これを提出させていただいております。この中の一番上、消防ホースメーカー、芦森工業について、この芦森工業の関係についてお聞きします。先ほど議長からも紹介ありましたけれども、昨年、2008年11月20日の「消防ホース 検定不正 20年」という新聞記事、これを配付させていただきました。ご存じのように、芦森工業は消防ホースメーカーのトップメーカーでありました。消防ホースというのは、消防活動の中で非常に重要なもので、その長さも非常にありまして、その長さすべてに対して圧力がかかるものですから、非常に重要な消防器具であります。この芦森工業は、当然消防ホースをつくって、それを納品するときに、公的な検定を受けなければいけません。その新聞記事にありますように、特殊法人日本消防検定協会の公的検定、これを受けて、それで検定済みである、要するに検査にパスしたということで、初期の性能を持っているということで、各消防組合、それから消防団など、消防関係者に販売されているものであります。ここの新聞記事のこの縦長の引用のところにもありますように、公的検定でサンプルの一部をすりかえていた、つまり本来検査すべき消防ホースがありますけれども、これを当然検査しなければいけないのに、違う検査専用のパーツを持ってきて、それを検査していたということで、本来納品するものを検査で行わず、すりかえ検査をしていたという、こういう大きな事件です。不正は、ここにありますように、20年以上前から行われていたのではないかなど。捜査が進むにつれて、国の検査体制の甘さも浮き彫りになっていると、こういうような状態です。そこで質問ですが、芦森工業の関係については、この新聞記事にかなりよくまとまっているというふうに思います。それで、消防は地方分権で行われていまして、各自治体相互で行われていますが、各自治体相互の部署で、この芦森工業のところ、このメーカーのホースが問題になっています。そこでこちらでもお聞きするわけですが、芦森工業は公的検定においてどのような行為をどういう期間行ったか、それについてどういうふうにかの消防組合のほうでは把握していたのかお聞きをします。それに対して、消防組合はどのような対策をとったのか、消防ホースそのものはいっぱいあるわけです。それから、消防署の職員も常にこれを使うような状態にあったわけですが、それに対してどのような対策をとったのか。それから、今後予想されること、これはどのようなことか、消防ホースも長年使うものですので、それに対して今後どういうふうなことが予想されるのか、またそれについてはどういう対策をとるのかということです。それをお聞きします。また、先ほどちょっと触れましたけれども、消防団でこのホースを使っていると思います。その消防団は、どのような対策をとっているか、消防組合は消防に関して技術的にも随分蓄積があると思いますので、消防団のほうもアドバイスしてあげることがあ

たらアドバイスをしなければ、してもらいたいというふうに思っています。消防団は、どのような対策をとっているのか、それからまたアドバイスなどできることがあれば、それをしたのかどうか、今後そのような用意があるかどうか、その点についてお聞きします。

それから、2番目の入札についてです。今回の議案でも99%以上、それから97%前後の落札率、それで落札されているものが多くて、それから先ほどのあるポンプメーカーに関しては、その7割以上、4分の3以上のシェアであるということで、入札について、90%以上のものが結構多いわけですが、これについてどう考えているのか、それからこれに入札が適正に行われるようにどういう対策を打っているのか、これについてお答えください。そして、これから、今までこういうことで、それなりに注意してやっていたということではありますが、これから今後どういう改善策を考えているのか、それについて実際どういう準備をしているのか、その辺についてお聞きします。以上よろしくお願いたします。

○議長（檀谷正彦君） 名和消防長。

（消防長 名和富男君登壇）

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。藤崎良次議員の質問にお答えいたします。最初に、消防ホースメーカー、芦森工業についてでございますが、芦森工業は公的検定において、どのような行為を、どういう期間に行ったかについてでございますが、消防用ホースは消防法により定められました機関の検定を受け、技術上の規格に適合したものでなければ使用することはできないとされております。芦森工業株式会社は、消防用ホースの検定において、圧力試験、内張の剥離試験の際に、あらかじめ用意した強度が十分なものにすりかえをいたしまして受検し、合格していたことが平成20年10月9日の報道及び10月10日付の総務省消防庁からの通知により明らかになりました。また、このような不正行為は、20年以上前から行われていた疑いがあるとされております。次に、それに対し、消防組合はどのような対策をとったかについてでございますが、当消防組合では消防庁からの通知を受け、直ちに購入している芦森工業社製の消防用ホースの現有数調査を実施いたしました。その結果、保有数は消防組合の全保有数の1563本中722本でございます。圧力検査につきましては、毎年比較的火災発生率の低い7月から9月の間、全ホースを対象に10メガパスカル、平方センチメートル当たり10キログラムの耐圧試験を実施しております。耐圧検査の結果につきましては、同社製の消防用ホースが特に通水障害、漏水等が多いという結果は得られておりません。次に、今後に予想されることはどのようなことについてでございますが、今後消防組合といたしましては、検定機関からの指示により、芦森工業が平成20年12月から実施しております安全確認を受検いたします。また、引き続き内張の剥離による通水障害、漏水等の危険性に対し、定期的に圧力検査を実施し、安全管理

の徹底を図ってまいります。次に、消防団はどのような対策をとっていると聞いているかについてでございますが、構成市町の消防団の対策につきましては、耐圧試験についてはまだ未実施ということでございます。佐倉市消防団につきましては、現有数調査を今後機会をとらえて実施する予定ということをお伺しております。

次に、入札についてのご質問でございますが、まず高落札率 90%以上の入札について、どのように考えるかでございますが、消防組合では、平成 19年6月より指名競争入札から制限つき一般競争入札に移行いたしました。平成 21年度中の消防組合で実施いたしました入札は、6月末までで26件で、そのうち契約金額が予定価格の90%を超えるものにつきましては16件となっております。事業別に分類いたしますと、物品の購入が12件、受託事業が4件となっております。物品の購入につきましては、入札に事業所の所在地の資格要件を付しておりませんが、職員の活動服、救急用の資機材、消防車両等のように入札に参加できる業者が限られるものが増えてございます。また、事業費につきましては、予算削減のため、最小限の予算計上を行っておりますので、今回の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の契約のように、第1回目の入札で落札者が決定せず、第2回目を実施し落札者が決定するというような場合、落札率が上昇するケースが発生するのではないかと考えられます。次に、それらへの改善策をどのように準備しているかについてでございますが、消防組合といたしましては、今後も一般競争入札を継続いたしまして、実施事業に伴う対象事業者数の確保に配慮しつつ、契約事務の透明性、競争性及び公平性の保持に努めてまいりますので、今後とも引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁を終わりにさせていただきたいと思っております。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 藤崎です。再質問を何点かさせていただきます。ホースに関しては、耐圧テストを一定数について行っているということです。それは、平方センチメートル当たり10キログラム、最近の単位で言えば1メガパスカルということです。実際の消防ポンプは、ホースの特性にもよるのではないかと思います。一般的なもの、締め切りで最高圧が出るのかと思いますが、その消防ポンプのキャパシティーからいって、最高圧力というのは何キロになるのでしょうか。それで、水の場合ですと、使用最高圧力に対して耐圧テストと申しますのは、ジスとかそういう基準ですと15倍とか、そういうことになるのではないかと思います。この10キロというのは、その例えば公的研究の耐圧テスト、これと同じ圧力なのではないでしょうか。それともそれは下回らない圧力になっているのでしょうか。それをお聞きします。それから、消防団のほうは、現有調査もまだ終わっていない、していないのかどうか分かりませんが、まだ終わっていないということですが、これかなりの圧力がかかるものですから、近くにいた人が、急に穴があいたりなんかすると非常に衝撃を受けると思いますが、無論消火活動にも支障が出るものですので、少な

くともこういう芦森工業のホースはこういういきさつがあったのだということ消防団の関係の方は十分ご承知なのかどうか私ちょっとよくわかりませんけれども、その辺よく認識していただいて、それで耐圧テストなど未実施のようですが、それを実施していただくように、そのアドバイスといいますか、助言をしていただくのがいいのではないかというふうに思います。この点についていかがでしょうか。それで、実際その耐圧テストをするにも、検査、ポンプ車を使うのでしょうかけれども、その試験設備などを消防団各部署でそれぞれ持っているわけではありませんし、各いろんな地域に分散しているわけですがけれども、それを試験するのもなかなか大変だとは思いますが、この消防組合のほうで何か応援をしてあげるといいですか、そういうようなところはあるのでしょうか。その辺、ぜひ消防団のほうにも、面倒見てやると言うところちょっと語弊があるかもしれませんが、うまい対応していただいて、必要なことは応援をしていただくというようなことをお願いしたいと思います。では、先ほどの耐圧テストの値が適正かどうか、それと消防団関係について再質問です。よろしくお願いします。

○議長（檀谷正彦君） 岡田課長。

○警防課長（岡田文夫君） 警防課長の岡田文夫でございます。藤崎議員の再質問にお答えをいたします。耐圧テスト、当消防本部は10キロでやっておりますが、これが適正かということでございますが、本来国のほうの検定よりはるかに低い数字ということで設定しております。確かに消防ポンプはもっと圧力出るのですが、実際に現場で使っているホースを必要以上に圧力をかけますと、古いホースもまじっているわけございまして、かえって耐圧検査によってホースを損傷してしまうというおそれが十分考えられますし、今までもそういう圧力を上げ過ぎた結果、実際現場では3キロないし4キロぐらいの圧力、中継する場合は10キロ程度上げる場合もありますが、通常は火点に向かっては3キロから4キロ程度の圧力で使用しているというのが現状でありますので、必要以上に圧力をかけまして、耐圧検査を実施すると、かえってホースを損傷するというおそれがありますので、10キロで、法定検査とは違いますので、10キロでやっているのは適正な数値ではないかと考えております。

○1番（藤崎良次君） 公的な検定ではないの。

○議長（檀谷正彦君） 個人的発言は控えてください。

○警防課長（岡田文夫君） 公的な検定では、25メガパスカルの圧力に5分間耐えられるかどうかというのが内容になってございます。それと、次の質問ですが、消防団はその芦森の情報については把握しているのかということでございますが、消防団の事務を担当しております部署に対して、適宜、随時情報提供はしております。助言といいますか、その安全確認等の情報についても、各構成市町の関係部署のほうには情報提供をしております。それと、最後の消防団への応援とアドバイス、

その辺の予定はあるのかということでございますが、消防団も、聞くところによりますと、佐倉市の場合は8月に、消防機械器具の点検時に圧力検査等を実施する予定だということは聞いております。特に、当然情報提供しておりますので、消防団の末端までその情報が流れているかどうかは私どもでは確認しておりませんが、その辺の情報については、ゆくゆくは消防団の末端のほうまで当然行き届いて、その辺の安全点の考慮を当然されると考えております。以上です。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 詳細な答弁ありがとうございました。それで、国の公的な検定では、耐圧テストは25メガパスカル、すなわち平方センチメートル当たり25キロでやっているということで、先ほどこちらの消防本部では10キロでやっているということで、公的検定の25分の1、4割でやっているという、非常に実際使われている圧力は3、4キロ、その長いホースが長く使われた場合は、ポンプのものを近くでとか、10キロになるということです。実際人命に関するものというのは、大体安全面でいったら、20倍ぐらいのものであると思います。それで、この場合は10倍以上はとるのかなという感じがしますが、それで公的検定が25メガパスカルで、実際こちらの検査は、耐圧テストは1メガパスカルということで、先ほども言いましたように4割の圧しかかかっていないということです。確かにこういう機械部品、いろんなものというのは、破壊検査なんかもありますけれども、無論これは破壊検査ではありませんけれども、その耐圧テストの圧を上げると壊れてしまうというような場合もあるわけです。しかしながら、そういう耐圧テストをして、なおかつ十分に使用に耐えるという、そういうホースの設計、性能であるわけなのです、本来。ところが、そうではなくて、すりかえてテストをされてしまって、検定オーケーということで、多くの品が納品されているわけです。それを一遍に全部違うメーカーのものに変えるというのも、これもなかなか非常に大変なことで、このホースを使うということについては備えているわけです。そういう状況の中で、耐圧テストをやっていけば十分ではないというような考えで、これに当たっていただかなければいけないと思います。要するに、本来の公的なやつが25キロでやっているのですが、実際10キロかけて検査をしているわけで、いろんなホースが、私そのホースの扱いについては詳しくないですが、ホースが曲がったり折れたりしたときには、急に圧が上がるというふうに思います。それで、なだらかに上がるのではなくて、衝撃的に上がったりしますので、かなり危険な状態にもなりますので、やはりこの芦森のホースは危険であるというのはまず念頭に置かなければいけないと思います。それで、耐圧テストはやって、実用的にオーケーかどうかはチェックされているわけですが、これがまだ十分ではないというような意識を持っていただいて、十分ホースの扱いについては注意してやっていただきたいと思います。本当はさっき言ったように全部取りかえれば

いいのですが、なかなかそうはできないのが実情ではないかと思えます。これによって事故がないように、どうぞ細心の注意を払っていただきたいと思えます。それから、消防団に対してはいろんな助言をしていただけるといふふうに思えますので、ぜひこの辺に関しても、消防団各地域にありまして、広いエリアですけれども、よろしくお願いをしたいと思えます。ということで、今の、ただいまの芦森のホースは、十分安全が確認されていないという意識でもって対処していただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長（檀谷正彦君） 岡田課長。

○警防課長（岡田文夫君） 警防課長の岡田文夫でございます。藤崎議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。芦森のホースは危険だという認識のもとで、この事故防止を図ってほしいというような話だったと思えますが、このような不正があったと。芦森は、あの不正の報道発表の前日から製造も中止をしていると。検定が終わるまで中止だということで、現在は芦森はあれ以降は一切出ていないということなのですが、当然うちの耐圧検査の結果だけを見れば、さほどのほかのメーカーとの差は余り感じないのですが、当然あのような不正があったということですので、芦森のホースについては特に注意をして、今後も検査を十分実証して、また芦森のほうにも安全確認を依頼してございますので、その辺で危険なホースは使わないと。当然芦森のほうは、いろんな不正な、だめなホースについては交換をするという国からの指導も受けておりますので、十分注意をして使用していきたいと考えております。また、団への助言なのですが、当然消防団も活動一緒にやるわけですので、安全面非常に大事な部分もございますので、今後もホースを初め、いろんな情報を適宜、随時提供していきたいと考えております。以上です。

○議長（檀谷正彦君） これにて藤崎良次君の一般質問を終結いたします。

閉会の宣告（午後 5 時 46 分）

○議長（檀谷正彦君） 以上をもちまして、平成 21 年 7 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。